

厚生労働大臣が定める掲示事項

I 入院料及び入院基本料に関する事項

- 精神療養病棟（精神療養病棟入院料） 50床 1階
当病棟では1日に10人以上の看護職員（看護師及び准看護師）と看護補助者が勤務しております。
 - ①朝8時30分～夕方16時30分まで看護職員及び看護補助者の1人当たりの受け持ち患者数は7人以内です。
 - ②夕方16時30分～朝8時30分まで看護職員1人当たりの受け持ち患者数は50人以内、看護補助者数1人当たりの受け持ち患者数は50人以内です。
- 精神療養病棟（精神療養病棟入院料） 50床 2階
当病棟では1日に10人以上の看護職員（看護師及び准看護師）と看護補助者が勤務しております。
 - ①朝8時30分～夕方16時30分まで看護職員及び看護補助者の1人当たりの受け持ち患者数は7人以内です。
 - ②夕方16時30分～朝8時30分まで看護職員1人当たりの受け持ち患者数は50人以内、看護補助者数1人当たりの受け持ち患者数は50人以内です。

※ 精神療養病棟では看護補助者人数を看護職員数で傾斜配置しております。

- 精神病棟（精神病棟入院基本料） 33床 3階
当病棟では1日に7人以上の看護職員（看護師及び准看護師）と4人の看護補助者が勤務しております。
 - ①朝8時30分～夕方16時30分まで看護職員1人当たりの受け持ち患者数は7人以内看護補助者1人当たりの受け持ち患者数は11人以内です。
 - ②夕方16時30分～朝8時30分まで看護職員1人当たりの受け持ち患者数は17人以内、看護補助者1人当たりの受け持ち患者数は33人以内です。

※ 精神病棟では看護補助者人数を看護職員数で傾斜配置しております。

II 入院診療計画、院内感染防止対策、医療安全管理体制

- 当院では、入院の際に、患者さんに関する診療計画を策定し、文書によりお渡ししています。また厚生労働大臣が定める院内感染防止対策、医療安全管理体制の基準を満たしております。

III 明細書発行体制について

- 当院では、医療の透明化や患者さんへの情報提供を積極的に推進していく観点から領収書を発行する際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しています。また公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方も、明細書を無料で発行しています。なお、明細書には使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されているものですので、その点をご理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行も含めて明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出ください。

Ⅳ 医療安全の取り組みについて

- 当院では、院長を責任者とする医療安全管理部門を設置するとともに医療安全管理者等による、当院での受診、医療安全、支援等についてのご相談をお受けしています。

Ⅴ 院内感染対策の取り組みについて

- 当院では、院長を責任者とする感染防止対策部門を設置するとともに院内感染管理者等による、感染防止及び対策について迅速に対応しています。

Ⅵ 患者サポートに関する取り組みについて

- 当院は、患者さん及びご家族からの疾病に関する質問や、生活上・入院上の不安など、様々な相談に対応するために患者さん相談窓口を外来棟2階の地域連携室に設置しております。

vii 当院は、四国厚生支局長に下記の届出をおこなっています。

記

令和7年10月17日 現在

1) 入院時食事療養費(I)又は入院時生活療養費(I)について

入院時食事療養費(I)又は入院時生活療養費(I)、を算定すべき届出を行っており、食事療養の基準に係る食事は、管理栄養士の管理の下に、適時(夕食は午後6時以降)適温にて提供しています。

2) 基本診療料の施設基準に係る届出

- ◆精神病棟入院基本料15対1
- ◆看護配置加算
- ◆看護補助加算 1
- ◆看護補助体制充実加算2
- ◆療養環境加算
- ◆特殊疾患入院施設管理加算
- ◆精神科身体合併症管理加算
- ◆精神科救急搬送患者地域連携受入加算
- ◆依存症入院医療管理加算
- ◆精神療養病棟入院料
- ◆重症者加算1
- ◆診療録管理体制加算3
- ◆データ提出加算1
- ◆外来・在宅ベースアップ評価料(I)
- ◆入院ベースアップ評価料17

3) 特掲診療料の施設基準に係る届出

- ◆精神科作業療法
- ◆精神科ショート・ケア「小規模なもの」
- ◆精神科デイ・ケア「小規模なもの」
- ◆医療保護入院等診療料
- ◆CT撮影及びMRI撮影